

低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの開催について(案)

1. 趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染対策において、低線量被ばくのリスク管理を今後とも適切に行っていくためには、国際機関等により示されている最新の科学的知見やこれまでの対策に係る評価を十分踏まえるとともに、現場で被災者が直面する課題を明確にして、対応することが必要である。

このため、国内外の科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出を行う検討の場として、放射性物質汚染対策顧問会議（以下「顧問会議」という。）の下で、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) WGの構成員は、顧問会議座長が指名する。
- (2) WGに、顧問会議座長の指名により主査を置く。
- (3) 顧問会議の構成員は、WGに出席することができる。
- (4) WGは、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (5) その他、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。
- (6) WGの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。